

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第48号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則（平成29年香川県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）の施行について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 略</p> <p>第3号様式（第4条関係） 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）の施行について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(手数料納付票)</u></p> <p>第5条 <u>香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部584の6の項又は584の7の項に規定する手数料を納付する者は、省令別記様式第1号による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書若しくは省令別記様式第2号による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書の余白又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に係る手数料納付票（第4号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第6条 略</p> <p>第3号様式（第4条関係） 略</p>

第4号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する
法律に係る手数料納付票

登録申請者又は 登録事業者の氏名			
手数料の種別	<input type="checkbox"/> 登録申請手数料	<input type="checkbox"/> 変更登録手数料	
申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数又は 追加しようとする住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数			戸
手数料の額			円
香川県証紙欄			
※受付年月日・受付番号		年 月 日	第 号

割印

- 注意
- 1 ※欄は、記入しないでください。
 - 2 本様式を登録申請書又は変更届出書の最終面に追加し、登録申請者又は登録事業者の割印を押してください。
 - 3 証紙は、欄内に貼ってください。貼れないときは、裏面に貼ってください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。